

(様式2)

随意契約の結果の公表

R4.4

部(局)等名:地域振興部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用事項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理業務委託	令和4年4月1日	株式会社 ベンタスネット 代表取締役 福光 靖 島根県松江市北陵町43番地	6,915,920円	第167条の2 第1項第2号	島根県住民基本台帳ネットワークシステムの安定的運用を確保するための条件を満たす唯一の業者であること、また、住基ネット導入当初から等事業を継続して受託し、その実績も良好であるため	市町村課	
令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアーウォールの監視及び保守等業務委託	令和4年4月1日	地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦 東京都千代田区一番町25	5,945,016円	第167条の2 第1項第2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第30条の10に基づく指定情報処理機関であり、ファイアーウォールの監視・保守業務を実施できるのは機構だけであるため	市町村課	
令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアーウォールの監視及び保守等業務委託	令和4年4月1日	地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦 東京都千代田区一番町25	6,289,509円	第167条の2 第1項第2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第30条の10に基づく指定情報処理機関であり、集約センターの監視・保守業務を実施できるのは機構だけであるため	市町村課	
住民基本台帳ネットワークシステムSE業務用レンタルルーム等	令和4年4月1日	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 島根県松江市乃木藩番町753番地211	1,320,000円	第167条の2 第1項第2号	住民基本台帳ネットワークシステム機器は県の行政ネットワークが敷設されているデータセンターにおいて運用管理されなければならないが、当該要件を満たすデータセンターは(株)マツケイのデータセンターのみであるため	市町村課	
令和4年度明るい選挙推進啓発事業業務委託	令和4年4月6日	島根県明るい選挙推進協議会 会長 澤 アツ子 島根県松江市殿町1番地	3,161,485円	第167条の2 第1項第2号	本県唯一の明るい選挙推進団体であること、また、従来から当事業を継続して受託し、その実績も良好であるため	市町村課	
令和4年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託	令和4年4月1日	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地	1,890,349円	第167条の2 (2)	島根県会計規則運用通知第66条(2)ウに該当するため	市町村課	
島根県水道広域化推進プラン策定業務	令和4年4月25日	株式会社日水コン島根事務所	19,987,000円	地方自治法 施行令第67条の2 第1項第2号	本業務は、令和3年度のシミュレーション業務を踏まえて、一体的・継続的に実施するものであり、令和4年度の契約において、契約の相手方を変えれば、不効率が生じるとともに、今年度の成果が無くなりかねないという懸念がある。については、令和3年度の成果を引き継いで、令和4年度にプラン策定業務を完了できるのは、株式会社日水コン島根事務所において外にないため。	市町村課	
萩・石見空港利用促進対策室に係る施設経費	令和4年4月1日	益田市 益田市常盤町1番地1	978,120円	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達しないため。	交通対策課	
路線バスを活用した県民の航空機利用啓発業務	令和4年4月1日	一畑電気鉄道株式会社 島根県松江市中原町49	16,523,100円	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達しないため。	交通対策課	
大型看板等を活用した隠岐空港利用啓発業務	令和4年4月1日	長田広告株式会社 愛知県津島市東柳原町5-5-1	1,658,840円	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達しないため。	交通対策課	
機内ヘッドレストカバーによる出雲路線PR業務	令和4年4月8日	株式会社フジドリームエアラインズ 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3	4,950,000円	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達しないため。	交通対策課	
令和4年度しまねセカンドキャンパス事業業務委託	令和4年4月22日	一般社団法人地域教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市母衣町83番地5 3階	7,756,000円	第167条の2 第1項第2号	令和4年3月28日に開催した企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案として評価され、採択の決定がなされたことによる。	しまね暮らし推進課	
しまね海洋館の電波改善及び5G基地局設置業務委託	令和4年4月27日	株式会社NTTドコモ 中国支社 島根支店長 中川 崇 松江市東朝日町8-8-1	7,700,000円	第167条の2 第1項第1号	以下の理由により、見積徴取先事業者が唯一の実施先である。 ①しまね海洋館の立地する石見海浜公園をカバーするNTTドコモの屋外用周辺基地局(4G及び5G)がすでに設置されており、5Gに必要な専用光回線の配管確保・電気供給の調整が容易なため屋内用基地局の整備及び通信環境が早期に構築可能である(他の電気通信事業者の基地局は設置されていない)。 ②館内のNTTドコモ4G電波の利用に伴い詳細の屋内品質調査を事前にNTTドコモにて実施済みのため、早期の着手が可能である。 ③以上のことから、他の電気通信事業者に委託しようとする場合、膨大な時間と経費を要することとなる。 ④NTTドコモは県内全市町村に4G及び5Gを展開している電気通信事業者であり、県内に事業者の拠点を有している。さらに当業務によりしまね海洋館とNTTドコモ島根ビルとを専用回線で結ぶことで、万一の基地局故障時にも、早急な復旧対応が可能である。	しまね暮らし推進課	
しまね海洋館屋外テントエリア新設外工事設計業務	令和4年4月18日	株式会社日建設計 大阪オフィス 執行役員大阪代表 勝山 太郎 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番2号	13,200,000円	第167条の2 第1項第1号	この業務は、しまね海洋館施設の屋外テント新設外工事の実施設計を行うものである。本施設は水族館という特殊な用途である上、改修工事にあたっては、施設の指定管理者側との協議を踏まえ行う計画としている。このことから、水族館施設の建築設計に関して知識と経験を有しているほか、以下の条件を満足する必要がある。 1. 本業務を委託できる者は本工事の実施設計者であること。 2. 既存設備の状況を詳細に把握し、指定管理者の要望を踏まえ、かつ今後の適正な維持管理に配慮した設計ができること。 株式会社日建設計は、平成28年度から本施設の長寿命化計画の実施設計に携わっていることに加え、平成11年に竣工した本館棟の設計及び工事監理をはじめとして、その後実施した全ての増築並びに改修工事の設計を行っており、本施設の建物、設備及びその施設運営等を熟知する唯一の業者である。このことから、この者以外に本業務を適正かつ確実に履行できるものはなく、この者と随意契約をしたい。	しまね暮らし推進課	
スモール・ビジネス育成支援講座業務	令和4年4月1日	株式会社絆 代表取締役 玉沖仁美 東京都中央区日本橋本町3丁目3番地6号 ワカ末ビル7階	23,690,000円	第167条の2 第1項第2号	令和4年3月28日に開催した企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案として評価され、採択が決定し、令和4年度も昨年度から継続した取組を行うことから、契約の相手方でない目的を達しないため。	中山間地域・離島振興課	